

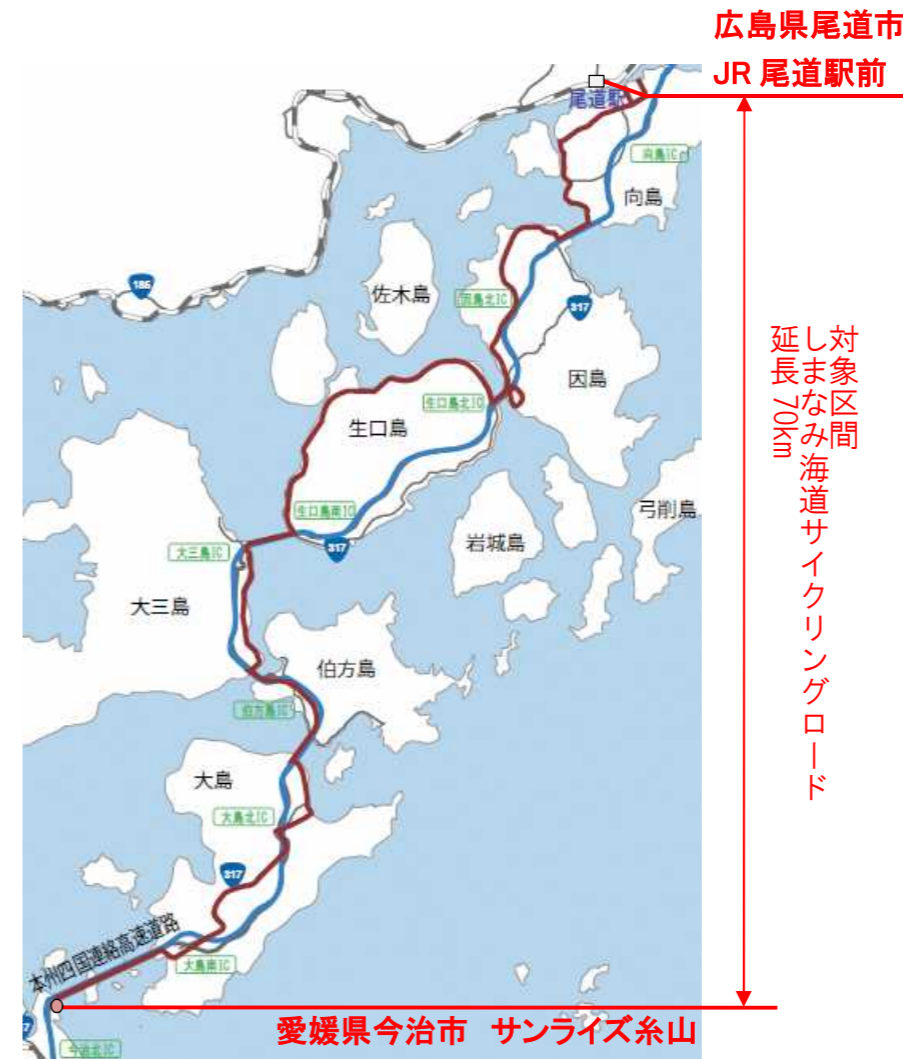
改善方針に対する進捗状況

③しまなみ海道(広島県・愛媛県)

ルートの概要

名称	(日本語) しまなみ海道サイクリングロード (英語) SHIMANAMI KAIDO cycling road
区間	自: 広島県尾道市 JR 尾道駅前 至: 愛媛県今治市 サンライズ糸山
延長	70km
名称の由来	西瀬戸自動車道の開通にあたり、尾道市、今治市など沿線二十市町村で結成された「西瀬戸道周辺地域振興協議会」において、愛称を一般公募し「島々の美しい景観を連想させ、海道という言葉が歴史・文化を感じさせる」愛称として「瀬戸内しまなみ海道」が選定されており、その自転車道を利用したサイクリングロードとして名称が定着したもの。
通過都道府県	
市町村	広島県尾道市、愛媛県今治市

概略図



1. ルート設定

評価項目	評価基準	評価結果	今後の改善方針	改善方針に対する進捗状況※
(5) 子供や初心者への配慮	<p>推奨</p> <p>○子どもを含め、幅広い世代が楽しむことができるよう、急勾配が連続する区間を避けたルートであること。 ※ルートに並行して代替路がない場合は急勾配が連続したルートでもやむを得ないものとする。ただし、ルートマップ等で急勾配が連続する区間である旨注意喚起すること。</p>	<p>○急勾配が連続する区間が15区間存在するが、橋梁への接続区間でやむを得ない区間その他、現ルート以外のルートは、より急な勾配の区間、生活道路の区間であるなど、実質的に代替路がない。</p>	<p>急勾配が連続する15区間については、現地及びルートマップ等で注意喚起を行う。</p>	<p>(取組中) 急勾配の注意喚起がされていない12箇所について、令和2年度末までに急勾配注意喚起看板を設置。令和3年度中に残る1箇所も設置予定。次回マップの増刷時に、注意喚起を追加する。</p>

2. 走行環境

評価項目	評価基準	評価結果	今後の改善方針	改善方針に対する進捗状況※	
(1) 走行環境の安全性	必須	◎ 都市部(DID地区)においては、自転車専用道路又はガイドラインに基づき市区町村の自転車活用推進計画における自転車ネットワーク計画に位置付けた上で、適切に歩行者・自動車と分離された自転車通行空間が整備されていること(暫定形態を含む)。 なお、自転車歩行者専用道路は認めるが、自転車歩行者専用道路であることが利用者に明確になるよう工夫すること。自転車歩行者道は、橋梁やトンネルなどにおける危険回避を除き認めない。	◎ 都市部を通過する3kmの全区間で、整備がなされている。	令和3年度を目途に、都市部の全区間において、評価基準に合致した整備を行う。	(取組中) 令和2年度末に完了予定
	必須	◎ 郊外部(DID地区以外)においても、自転車専用道路又はガイドラインに基づき、適切に歩行者・自動車と分離された自転車通行空間が整備されていること(暫定形態を含む)。 ただし、自動車交通量が概ね10,000台/日以上かつ車道混在の場合は、更に外側線の外側に1.5m以上(やむを得ない場合は1.0m以上)の幅員を確保すること。 なお、自転車歩行者専用道路は認めるが、自転車歩行者専用道路であることが利用者に明確になるよう工夫すること。自転車歩行者道は、橋梁やトンネルなどにおける危険回避を除き認めない。 車道混在の場合は、100m程度の間隔で矢羽根を設置、または外側線の外側に1.0m以上の幅員(排水施設等の幅員を除く)を確保することとし、自動車交通量が概ね10,000台/日以上の場合は外側線の外側に1.5m以上(やむを得ない場合は1.0m以上)の幅員を確保した上で100m程度の間隔で矢羽根を設置することとする。	◎ 郊外部を通過する67kmの全区間で、整備がなされている。	令和3年度を目途に、郊外部の全区間において、評価基準に合致した整備を行う。	(取組中) 引き続き、令和3年度を目途に、郊外部の全区間において、評価基準に合致した整備を行う。
	推奨	○ 情報板等でドライバーに対して当該道路がサイクリングルートとして活用されており自転車通行に配慮する旨、注意喚起を図ること。	△ 矢羽根・ブルーラインなどにより注意喚起を図っている。	情報板等でドライバーに対して注意喚起を行う。	(準備中) 注意喚起の方法や場所について、検討する。
	必須	◎ トンネル、橋梁部、急勾配箇所の現地に注意喚起の看板等の案内表示がされていること。	◎ 狭小幅員のトンネルを含まないルートとなっている。 狭小幅員の橋梁は存在しない。 急勾配箇所は18箇所あり、13箇所では注意喚起がされていない。	令和2年度を目途に、注意喚起がされていない急勾配箇所13箇所に、看板又は路面表示による注意喚起を行う。	(取組中) 令和2年度末までに、急勾配箇所12箇所について、急勾配注意喚起看板を設置予定。 令和3年度中に残る1箇所も設置予定。
	必須	◎ 自転車損害賠償責任保険等の加入を義務(努力義務を含む)付ける条例が制定されていること。	◎ 愛媛県においては努力義務の条例が制定されている。 広島県においては条例が制定されていない。	関係者と連携して、自転車損害賠償責任保険への加入等について、海外サイクリストを含めた利用者に対して周知する。 愛媛県は、12月議会に上程し、令和2年4月1日の義務化施行を目指す。 広島県は、義務化の条例について令和2年度中の制定を目指す。	(取組中)継続 愛媛県は、令和2年4月、自転車保険加入を義務化し、広報啓発活動を展開中。 広島県は、義務化の条例について、令和3年6月議会への上程を目標に調整を行っている。
(3) 維持管理水準	推奨	○ 道路管理者等にルート管理基準(清掃・補修の水準)が設定され、維持管理の実施体制が明確であること。	△ ルートの管理基準は設定していない。定期的な巡視体制を構築している。	ルートの各管理者と連携して、令和元年度中に、ルートの管理基準を設定し、維持管理体制を明確にする。	(改善済) 令和元年度中に各道路管理者間における統一的な管理基準を設定したパトロール実施要領を策定し、令和2年度から運用開始。
(5) ルートの案内	推奨	○ ルート沿線のゲートウェイ・観光施設・拠点(サイクルステーション)への案内(方面・距離等)が当該施設への分岐部及び一定の間隔にあること。	○ ゲートウェイ・観光施設・サイクルステーションへの案内が主な分岐部、単路部に概ね3kmごとに設置されている。	令和2年度を目途に、その他分岐部への設置について、関係者と連携して取り組む。	(改善済) 必要な箇所には設置済みであり、現地再確認の結果、追加設置必要箇所無し。
	必須	◎ ナショナルサイクルルート指定後に自転車活用推進本部事務局がナショナルサイクルルートの共通仕様として示すロゴマークを設置すること。	○ 指定後に共通のロゴマークを設置する。	令和元年度中に起終点及び主要な分岐部に設置する。 令和2年度までに、残りの単路部、分岐部に設置する。	(取組中) 令和2年度末までにロゴマーク設置完了予定。

3. 受入環境(1/2)

評価項目	評価基準	評価結果	今後の改善方針	改善方針に対する進捗状況※	
(1)ゲートウェイの整備	必須	◎ルートの存する域内にある主要アクセスポイント(空港、鉄道駅、道の駅等)に、必要な機能を備えた「ゲートウェイ」が整備されていること。 【必要な機能】 ◎レンタサイクル又はシェアサイクルが利用可能なこと ◎必要な情報(ルートマップ、宿泊施設、サイクルステーション、見所、食事、緊急サポート)が入手可能なこと ◎必要な物品(タイヤチューブ、パーツ、携行食等)が購入可能なこと ◎手荷物用のロッカー、着替えスペースが完備されていること ◎空気入れ等の出発前の準備・調整に必要な工具の貸出があること 【推奨する機能】 ○シャワー等が利用可能なこと ○ゲートウェイにおいて、自転車を組み立てるスペースが屋内(もしくは屋根のある空間)に確保されていること。 ○ゲートウェイまでの自転車の運搬サービス(鉄道・バスなどでの輸行、航空機による輸行のための専用ボックスの提供や保管サービス、自転車託送サービス等)が利用可能であること。 ○ゲートウェイと宿泊施設等間で自転車や荷物の託送サービスが利用可能であること	◎ 以下の3箇所で、必要な機能を全て有するゲートウェイが整備されている。 ・尾道駅 ・尾道港 ・今治駅	既存の3つのゲートウェイについて、推奨機能の整備に関係者と連携して取り組む。	(取組中) 推奨機能の整備について、今後、施設管理者と協議を進める。 なお、今治駅前サイクリングターミナルは令和2年7月に供用開始となり、ゲートウェイとしての機能が完備された。
	必須	◎ゲートウェイとルート間のアクセスルートが整備されており、そのアクセス方法もわかりやすく案内されていること。	◎ 今治駅とルート間のアクセスルートの通行空間が整備され、そのアクセス方法も分かり易く案内されている。 尾道駅と尾道港はルート上に整備されている。	令和3年度を目途に、今治駅とのアクセスルートについては、「走行環境の安全性」の評価基準に合致した整備を行う。	(取組中) 令和2年度末までに、今治駅とのアクセスルートについては、「走行環境の安全性」の評価基準に合致した整備完了予定。
(2)サイクルステーション(休憩施設)の整備	必須	◎サイクリストが必要とする機能を備えたサイクルステーションがルート上に概ね20kmごとに整備されていること。 ただし、河川区域などで困難な場合は、ルートの近くでもやむを得ないものとする。 【必要な機能】 ◎トイレが利用できること ◎空気入れの貸出しをしていること ◎水分補給(自動販売機・飲料水の提供)が可能であること ◎休憩スペース・設備(屋根付きのテーブル・椅子)があること ◎サイクルラックが設置されていること ◎必要な情報(ルートマップ、宿泊施設、休憩施設、見所、食事、緊急サポート)が入手可能なこと 【推奨する機能】 ○物品販売(チューブ、携行食、モバイルバッテリー等)がされていること ○工具等の貸出しをしていること ○wifiの提供をしていること	◎ 必要な機能を備えたサイクルステーションがルート上に49箇所整備されている。 平均間隔 約1km 最大間隔 約10km	推奨機能の整備については、今後、関係者と連携して取り組む。	(取組中) 推奨機能の整備については、関係者と連携して取り組んでおり、工具セットについては、サイクルステーション(サイクルオアシス)から希望があれば貸与している。
(3)ルート上の迂回を図るための代替交通手段	推奨	○上記の手段について、利用者が計画を立てるのに必要な情報が提供されていること。	△ ホームページで情報提供されているが、公式ホームページでは情報が提供されていない。	公式ホームページに専用サイトを設けて、分かりやすく必要な情報を提供する。	(準備中)継続 公式ホームページでの情報の集約化に向けて、関係者と協議を進める。

3. 受入環境(2/2)

評価項目	評価基準	評価結果	今後の改善方針	改善方針に対する進捗状況※
(4)自転車回送サービスとしての代替交通手段	推奨 ○上記の手段について、利用者が計画を立てるのに必要な情報が提供されていること。	△ ホームページで情報提供されているが、公式ホームページでは情報が提供されていない。	公式ホームページに専用サイトを設けて、分かりやすく必要な情報を提供する。	(準備中)継続 公式ホームページでの情報の集約化に向けて、関係者と協議を進める。
(5)サイクリスト向けの宿泊施設	必須 ◎ルート直近にサイクリストが必要とする機能を備えた宿泊施設が概ね 60km ごとにあること。 【必要な機能】 ◎室内(フロント、ロビー、客室等)で自転車の預かり・保管が可能であること ◎フロント等にて荷物の保管が可能であること ◎洗濯が可能であること 【推奨する機能】 ○自転車など大型荷物を含む宅配の発送、受け取りが可能であること ○洗車施設があること ○日帰り利用も可能なシャワー設備があること	◎ ルート直近に必要な機能を備えた宿泊施設が 22 箇所ある。 平均間隔 約 3km 最大間隔 約 15km	推奨機能の整備については、今後、関係者と連携して取り組む。 引き続き、サイクリスト向け宿泊施設の拡大を図る。	(取組中) 推奨機能の整備については、関係者と連携して取り組んでいる。
(9)修理サービス	推奨 ○上記のサービスについて、利用者が緊急時に利用するために必要な情報が提供されていること。	△ ホームページで情報提供されているが、公式ホームページでは情報が提供されていない。	公式ホームページに専用サイトを設けて、分かりやすく必要な情報を提供する。	(準備中)継続 公式ホームページでの情報の集約化に向けて、関係者と協議を進める。
(10)トラブル時の自転車搬送サービス	推奨 ○上記のサービスについて、利用者が緊急時に利用するために必要な情報が提供されていること。	△ ホームページで情報提供されているが、公式ホームページでは情報が提供されていない。	公式ホームページに専用サイトを設けて、分かりやすく必要な情報を提供する。	(準備中)継続 公式ホームページでの情報の集約化に向けて、関係者と協議を進める。
(12)緊急時連絡サポート	必須 ◎緊急時の連絡体制やサポート可能な施設情報がルートマップ及びホームページなどに記載されており、サイクリストが困らない情報提供がなされていること。	◎ レスキュータクシーなどのサポート施設情報がルートマップ及び公式ホームページに記載されている。	サポート施設で提供するサービス内容を情報提供する。 また、情報提供するサポート施設を拡充するなど、情報提供を充実させる。	(取組中)継続 サポート施設(サイクルレスキュー)のサービス内容については、県・市ホームページにて情報提供している。 また、サポート施設の拡充など、情報提供の充実についても取り組んでいる。

4 情報発信

評価項目	評価基準	評価結果	今後の改善方針	改善方針に対する進捗状況※
(1)情報発信	必須 ◎ホームページ、SNS 及びパンフレットなどで以下のような必要な情報発信をしていること。 <情報の内容> ルートの紹介(写真や動画等)・地域の魅力・文化、地域の拠点・立寄スポット・周辺の観光スポット、ルートの経路・距離・高低差・勾配・路面状況・危険箇所、利用者別等推奨コース、アクセス方法(公共交通アクセス等)、ゲートウェイの場所と機能、サイクルステーションの場所と機能、レンタサイクル・宿泊施設・Wi-Fi 利用環境・ルートで利用できるサイクリスト等・ガイドツアー・緊急時サービス(自転車修理、医療施設等)・自転車宅配・荷物輸送等サービス情報、マップのダウンロード、GPS データのダウンロード	◎ ホームページ・パンフレットで必要な情報発信をしている	複数のホームページに跨がって発信されている情報を、公式ホームページに集約するとともに、発信情報を充実させる。	(準備中)継続 公式ホームページでの情報の集約化に向けて、関係者と協議を進める。
	必須 ◎インバウンドに対応した多言語(日英2か国語以上)で情報発信をしていること。	◎ ホームページで日・英・中・韓 4 か国語により情報発信をしている。	外国語での情報発信を充実させる。	(取組中)継続 外国語での情報発信内容の充実化に取り組んでいる。
(2)ルートマップ	推奨 ○サイクリストが持ち運びやすく、水濡れに強い仕様になっていること。	× 未対応	次回増刷する場合は、水濡れに強い仕様とする。	(取組中) 利便性向上に向け、紙媒体からデジタルマップを活用した電子媒体へ移行予定(R3~)。
(4)ルートの PR	推奨 ○海外の自転車展示会、旅行関係のイベント等に出展し、PR を積極的に実施していること。	○ 海外の自転車展示会(タイ、台湾)、旅行博(英、仏、米、豪、中国、台湾、香港、韓国、タイ、シンガポール)に出展し、PR している。	国内外への PR、プロモーションを更に展開していく。	(取組中)継続 コロナ禍により海外においても大規模イベント等が中止となる中、比較的感染が落ち着いている中国・台湾の旅行博等に出展し、PRを行った。 また、しまなみサイクリングVR動画を作成し、中国・台湾においてVR体験会の実施を予定している。

5 体制

評価項目	評価基準	評価結果	今後の改善方針	改善方針に対する進捗状況※
(1)取組体制	必須 ◎上記の協議会が定期的開催されていること。	◎ 今年度2回開催済み	引き続き、定期的開催し、水準維持等に向けた取組を実施していく。	(取組中)継続 (一社)しまなみジャパン総会を2回開催 引き続き、定期的開催し、水準維持等に向けた取組を実施していく。
(2)地方版自転車活用推進計画への位置づけ	必須 ◎指定されたナショナルサイクリングルートに関する水準維持等に向けた取組内容を都道府県・政令市の地方版自転車活用推進計画に具体的に位置づけること。 <計画への記載内容> ・ナショナルサイクリングルートの指定水準を維持するための具体的な施策と方針 ・ナショナルサイクリングルートの認知度向上のための情報発信 ・更なる環境向上に向けた施策の展開方針 ・走行環境 ・受入環境 ・魅力づくり ・情報発信 等	◎ 指定後速やかに、(1)取組体制における官民連携の協議会を含む関係機関で具体的な取組を決定し、自転車活用推進計画の見直しに併せ、具体的に位置付ける。	令和元年度中に、官民連携の協議会を含む関係機関で具体的な取組を決定する。 令和2年度の見直しに合わせ、自転車活用推進計画に具体的に位置付ける。	(準備中) 次期自転車活用推進計画に位置付けるよう検討を進めている。

※「継続」は改善方針が継続的な取組を必要とするもの(=分類は「取組中」又は「準備中」のみ)